

新型コロナウイルス感染症対策利子補給のご案内

茨城県では新型コロナウイルス感染症の影響により、茨城県パワーアップ融資を利用した中小企業者の方に利子補給を行います。利子補給を受ける場合には改めて申請が必要となりますので、次の事項をご確認のうえ、申請をお願いします。

1 利子補給対象者

- 中小企業信用保険法第2条第5項4号又は5号（セーフティネット保証4号又は5号）の規定に基づき市町村長の認定を受け、県パワーアップ融資を受けた方。
- 中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）の規定に基づき市町村長の認定を受け、県パワーアップ融資を受けた方。

※融資について、信用保証協会の代位弁済を受けた方は対象外となります。

2 利子補給期間及び利子補給率

融資を受けてから3年間の支払い利子について、全額補給します。

※利子補給金は、下記期間ごとに計算し、融資の返済口座あて振込となります。

補給回数	支払計算期間	振込月*予定
第1回	融資実行日～R2. 12. 31 まで	R3. 3～4
第2回	R3. 1. 1～R3. 12. 31 まで	R4. 3～4
第3回	R4. 1. 1～R4. 12. 31 まで	R5. 3～4
第4回	R5. 1. 1～融資実行日から3年後まで	R6. 3～4

3 交付申請方法

対象融資を受けた方には、茨城県から交付申請書類を郵送いたします。

【郵送時期の目安・・・融資実行日から1～2か月後】

融資実行月	書類送付	融資実行月	書類送付
4, 5月	6月末	12月	1月末
6, 7月	8月末	1, 2月	3月末
8, 9月	10月末	3月	4月末
10, 11月	12月末		

書類が届きましたら、案内に従って申請手続きを行ってください。

なお、茨城県のホームページでも随時ご案内します。

茨城県 制度融資

検索

4 お問い合わせ先



茨城県 産業戦略部 産業政策課 金融グループ

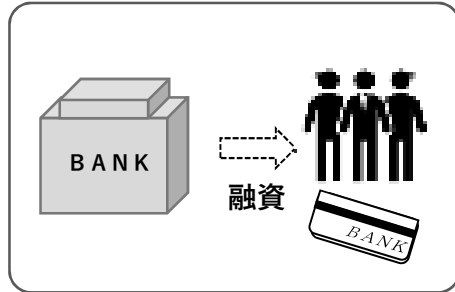
水戸市笠原町 978 番 6 TEL 029-301-3530

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/shosei/yushi/yushitop.html>

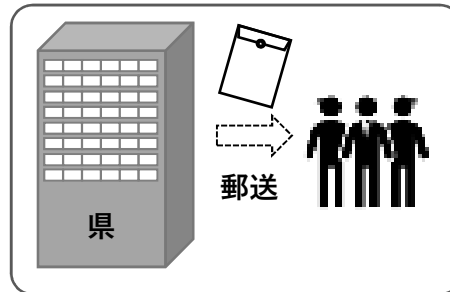
令和2年度版

利子補給申請～利子支払いの流れ

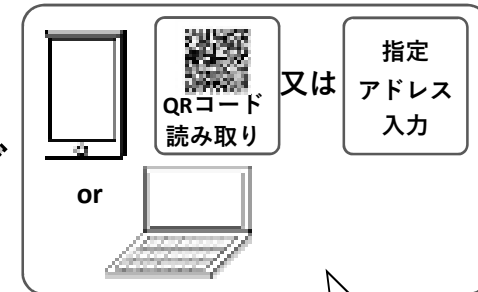
① 融資実行



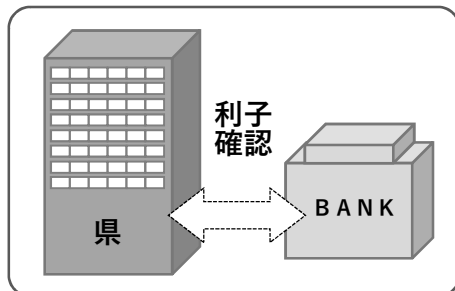
② 申請書郵送



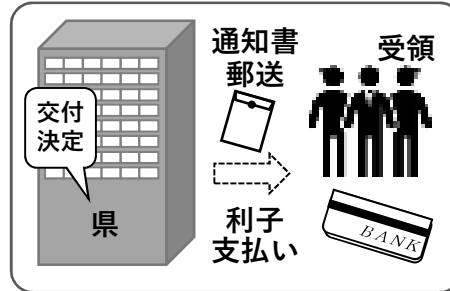
③ 申請



④ 支払い利子確認



⑤ 利子支払い



いばらき電子申請・届出サービス
・氏名
・住所、電話番号
・口座など
※利用にあたっては登録が必要です

※郵送での申請も可能です

《利子支払いスケジュール》

